

行政立ち入り検査時のチェックポイント ～処理委託契約書編～

平成25年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)違反に対する行政処分・指導を強化する旨の通知が発表され、ますます行政による排出事業者及び処理業者へのチェックが厳しくなっています。そこで、行政が産業廃棄物の排出事業者に立入検査をする際の主なチェックポイントについて、3部に分けて解説致します。今回のテーマは「産業廃棄物処理委託契約書」です。

チェックポイント その① 法定記載事項

産業廃棄物処理委託契約書は、廃掃法にて記載事項等が定められています。排出事業者は、廃棄物処理を他の業者に委託する際、書面による委託契約書を締結しなければならず、契約を締結しないまま産業廃棄物処理を委託すると、「委託基準違反」となり、罰則が科せられますのでご注意ください。

～共通記載事項～

- ①委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤受託者の有する、適性処理のために必要な事項に関する情報
- ⑥「委託契約期間中における当該産業廃棄物の性状等情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法
- ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧委託契約を解除した時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項

～収集運搬の場合の記載事項～

- ①運搬の最終目的地
- ②(受託者が積替保管をする場合)
積替又は保管の場所に関する事項及び、安定型産業廃棄物の場合は、他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項

～処分の場合の記載事項～

- ①処理施設の所在地、処分方法及び処理能力
- ②環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ③(処分後に残渣が発生する場合)
最終処分場の場所の所在地、最終処分方法及び処理能力

チェックポイント その② 見落としがちなポイント

【委託する産業廃棄物の種類、数量、単価の整合性が取れていない場合】

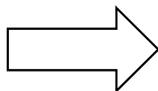
複数品目の産業廃棄物の処分を委託する契約書なのに、数量・単価・処分方法の記載が一種類しかない場合があります。この際、行政から「どの産業廃棄物をいくらで処分するかが不明確」という指導を受ける場合があります。

契約書には、産業廃棄物の品目ごとの数量・単価・処分方法を明記する必要があるのでご注意ください。

<指導対象となる例>

委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価

種類	廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず
数量	10,000m ³ /年
単価	〇〇円/m ³
処分方法	減容固化、圧縮



委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価

種類	廃プラスチック類、木くず、ガラスくず	金属くず
数量	6,000m ³ /年	4,000m ³ /年
単価	〇〇円/m ³	△△円/m ³
処分方法	減容固化	圧縮